

広報しもいち

7

2024年
No. 722

SHIMOICHI

アジサイ

📷 大字下市

議 会 だ よ り

令和6年第4回下市町議会（定例会）が6月5日から10日までの6日間の会期で開かれ、上程された議案はいずれも原案どおり可決等されました。

- ・ 条例改正（1件）、補正予算（2件）、選挙（1件）計4件
- ・ 7名の議員より一般質問

議案

▼下市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

▼令和6年度下市町一般会計補正予算（第1号）について

▼令和6年度下市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

▼奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

一般質問

吉井辰弥議員から

○子育て支援施策の取組について伺います

○行政職員人財育成と協働のまちづくりについて

仲嶋久雄議員から

○新火葬場の建設に向けての進捗状況について

○地籍調査事業の今後について

○介護保険料について

矢野和男議員から

○住宅の耐震化の向上について

○指定緊急避難場所・指定避難所の整備、開所、運営について

○避難困難者への対応について

○吉野川・秋野川流域の災害防止対策について

尾上治吉議員から

○下市町義務教育学校 下市あきつ学園の生徒数推移について

○町道のカーブミラーについて

○奈良交通路線バスの自由乗降について、再度伺いたいします

前垣昇司議員から

○下市町の活性化に取り組む地域おこし協力隊とその隊員の募集及び下市町がこの先関わっていく実行性について

○令和6年度全国瞬時警報システム（Ｊアラート）全国一斉情報伝達試験の実施の告知について

○下市町の子ども・若者育成計画について

松田哲子議員から

○介護保険料と基金の状況及び今後の介護保険事業について

○空き家の現状と今後の対策（減災を含む）について

○「消滅の可能性がある」市町村の内容から町の課題と今後の取組について

中垣内敏博議員から

○下市町賑わい創出協議会の活動と内容

下市町長選挙の選挙期日等の決定について

令和6年11月26日任期満了に伴う下市町長選挙の期日等を、次のとおり決定したのでお知らせします。

投票日

令和6年11月10日(日)

告示日

令和6年11月5日(火)

開票の日時・場所

令和6年11月10日(日)20時15分から
下市中央公園 総合体育館アリーナ
(下市町大字下市2227番地)

立候補予定者説明会

令和6年9月20日(金)14時から
下市町農村環境改善センター
(下市町大字下市1960番地)

問

下市町選挙管理委員会事務局
IP 6819060 (直通)



5/8

「男の健康づくり教室」開催

下市集学校で「男の健康づくり教室」を開催し、男性15名が参加されました。

この教室は、町内在住の65歳以上の男性をターゲットに、下市町とミズノスポーツサービス(株)が連携して事業を実施しています。(全14回)

教室では、運動機能や認知機能向上を目指して、トレーニンググチューブを使ったトレーニングなどを行います。

この日は、介護予防運動指導員、健康運動指導士の指導のもと、体力測定や自宅でできる体操の仕方などを学びました。参加者からは、「身体がすっきりした」「トレーニンググチューブを使った筋トレが楽しかった」などと多くの声が寄せられました。



下市町保健センターからのお知らせ

○母子保健

所 下市町保健センター

事業名	日にち	受付時間	対象者・内容等
幼児健康診査	7月30日(火)	13:00～	【1歳6か月児】 令和4年12月1日～令和5年2月28日生
		13:10～	【3歳児】 令和2年12月1日～令和3年2月28日生

※詳細な時間は個別で案内します

○集団検診

所 下市町役場（本庁舎）

事業名	日にち	受付時間	対象者・内容等
特定健診 健康診査 胃がん検診 肺がん検診 大腸がん検診 歯科健診	7月13日(土)	8:30～11:00	歯科健診は20歳以上の方、それ以外の検（健）診は40歳以上の町民の方（ごんたくん健康ポイント事業対象）
肺がん検診 大腸がん検診 乳がん検診 子宮がん検診 骨密度検査		13:00～15:00	子宮がん検診・骨密度検査は20歳以上の方、それ以外のがん検診は40歳以上の町民の方（ごんたくん健康ポイント事業対象） ※子宮がん・乳がん検診の受診間隔：2年に1回

※詳細な時間は個別で案内します

申・問 健康福祉課 保健予防係 IP 68-9064（直通）

国民健康保険についてのお知らせ

令和6年度から国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険県単位化に伴い、「県内のどこに住んでも保険税（料）率が同じ」になるよう、段階的に税率改定を行い、令和6年度から県内保険税（料）率の統一となりました。

新たな税率は下表のとおりです。国民健康保険税は、医療費などに充てられる大切な財源ですので、納税にご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

●令和6年度下市町国民健康保険税率

	医療保険分		後期高齢者支援金等分		介護保険分 (40歳～64歳の方)	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
所得割	7.5%	7.64% (0.14%増)	2.8%	3.27% (0.47%増)	3.1%	3.03% (0.07%減)
平等割 (世帯割)	19,500円	20,000円 (500円増)	7,200円	8,400円 (1,200円増)		
均等割 (人数割)	26,400円	27,600円 (1,200円増)	9,600円	11,500円 (1,900円増)	16,800円	16,900円 (100円増)

低所得世帯に対する軽減判定所得が引き上げられます

国民健康保険税は被保険者の前年中の所得に応じて計算し課税されますが、世帯の総所得金額等の合計額が軽減判定所得以下の世帯は平等割額・均等割額が軽減されます。

令和6年度の税制改正に伴い、5割軽減および2割軽減の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘ずるべき額が引き上げられました。

①5割軽減の軽減判定所得の拡充

(現行) 【43万円 + (29万円 × 被保険者数および特定同一世帯所属者の人数)
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】

(改正後) 【43万円 + (29.5万円 × 被保険者数および特定同一世帯所属者の人数)
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】

②2割軽減の軽減判定所得の拡充

(現行) 【43万円 + (53.5万円 × 被保険者数および特定同一世帯所属者の人数)
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】

(改正後) 【43万円 + (54.5万円 × 被保険者数および特定同一世帯所属者の人数)
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】

※特定同一世帯所属者…国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一世帯に属する方のこと

国民健康保険高齢受給者証の切り替えは郵送で行います

現在ご使用中の国民健康保険高齢受給者証は、有効期限が令和6年7月31日となっていますので、新しい高齢受給者証を郵送（簡易書留）で令和6年7月下旬に送付します。

現在ご使用中の高齢受給者証は、令和6年8月1日以降にハサミを入れるなどして、破棄してください。

対 国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方

※令和7年7月31日までに75歳になる方につきましては、75歳になる誕生日から後期高齢者医療に切り替わりますので、誕生日の前日までが有効期限となります。

奈良県 国民健康保険高齢受給者証			
有効期限 令和 年 月 日		交付年月日 令和 年 月 日	
記号	奈 3 7	番号	(枝番)
世帯主	住所	氏名	
受給者	氏名	生年月日	
一部負担金の割合			
有効期限			
医療費番号並びに交付者の名称及び印		290783 下市町 印	

国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証の更新手続きについて

奈良県 国民健康保険限度額適用認定証			
有効期限 令和 年 月 日		交付年月日 令和 年 月 日	
記号	奈 3 7	番号	(枝番)
世帯主	住所	氏名	
適用対象者	氏名	生年月日	
有効期限			
適用区分			
医療費番号並びに交付者の名称及び印		290783 下市町 印	

奈良県 国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証			
有効期限 令和 年 月 日		交付年月日 令和 年 月 日	
記号	奈 3 7	番号	(枝番)
世帯主	住所	氏名	
適用対象者・被保険者	氏名	生年月日	
有効期限			
適用区分			
医療費番号並びに交付者の名称及び印		290783 下市町 印	

奈良県 国民健康保険 特定疾病療養受療証			
有効期限 令和 年 月 日		交付年月日 令和 年 月 日	
認定疾病名			
記号	奈 3 7	番号	(枝番)
被保険者	氏名	生年月日	
有効期限			
自己負担割合			
医療費番号並びに交付者の名称及び印		290783 下市町 印	

現在ご使用中の上記認定証および受療証については、有効期限が令和6年7月31日までとなっています。引き続き入院や通院等により証が必要な方は、再度、住民保険課で更新手続きをしていただきますようお願いいたします。

更新手続きに必要なもの・・・国民健康保険被保険者証

窓口に来られる方の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）

問 住民保険課 IP 68-9063（直通）

7月31日（水）は国民健康保険税第1期の納期限です

期限までに、お忘れのないようにお納めください。

また、口座振替をご利用の方は、預金残高の確認をお願いいたします。

問 住民保険課 IP 68-9063（直通）

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

新しい被保険者証を送付します

令和6年8月1日からご使用いただく新しい「被保険者証」を、7月下旬に『簡易書留』でお届けします。

新しい「被保険者証」は、右上の有効期限が「令和7年7月31日」となっています。

令和6年8月1日以降に医療機関にかかるときは、必ず新しい「被保険者証」をご提示ください。

また裏面に臓器提供の意思表示欄が設けられていますので、ご活用ください。

なお、有効期限の切れた被保険者証は、ハサミを入れるなどして破棄してください。



限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

令和6年5月末現在において限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証が発行されている被保険者の方で、令和6年8月1日以降も引き続き発行対象となる方につきましては、7月下旬に新しい認定証を郵送します。(更新手続きは不要です)

なお、入院等による新規での申請も受け付けています。発行対象にならない場合もありますので、先にお電話でお問い合わせのうえ、申請手続きをしてください。

令和6年度保険料額決定通知書は7月中旬に郵送します

＜令和6年度保険料について＞

保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。保険料を決める保険料率は2年ごとに改定されます。

保険料の納付方法は、原則年金から天引き（特別徴収）されます。

特別徴収の対象とならない方は、納付書や口座振替で納めていただくことになります。（普通徴収）

7月31日（水）は後期高齢者医療保険料第1期の納期限です

期限までに、お忘れのないようにお納めください。

また、口座振替をご利用の方は、預金残高の確認をお願いします。

※詳しくは、住民保険課【☎ 52-0001・IP 68-9063】または、奈良県後期高齢者医療広域連合【☎ 0744-29-8430】までお問い合わせください。

後期高齢者医療保険料率の算定について

○令和６・７年度の保険料率について

後期高齢者医療制度は、皆さんの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を２年間としており、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、次のとおり保険料率の改定を行いました。

(現行) 令和４・５年度			(改正後) 令和６・７年度	
・均等割額	５０,５００円		・均等割額	５１,５００円
・所得割率	９.９３％		・所得割率	１０.５５％※

※基礎控除後の所得５８万円以下の被保険者は１０.０６％（Ｒ６年度のみ）

○保険料賦課限度額の改定

令和６年度から国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行いました。これにより所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

(現行) 令和４・５年度			(改正後) 令和６・７年度	
一人当たり 上限額	６６万円		一人当たり 上限額	８０万円※

※生年月日が昭和２４年３月３１日以前または障害認定により資格取得した被保険者においては７３万円となります。（令和６年度のみ）

○保険料の軽減について

【保険料均等割額の軽減】

世帯の所得状況に応じて次のとおり均等割額は軽減されます。

- ・６５歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大１５万円を控除し、軽減判定されます。
- ・軽減判定は４月１日（４月２日以降に新たに加入した場合は加入した日）の世帯状況で行います。

対象者の所得要件 (同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額) ※１	均等割の軽減割合
	令和６・７年度
基礎控除額（４３万円）＋１０万円×（給与所得者等※２の数－１）以下	７割
基礎控除額（４３万円）＋２９.５万円×（被保険者数）＋１０万円×（給与所得者等の数※２－１）以下	５割
基礎控除額（４３万円）＋５４.５万円×（被保険者数）＋１０万円×（給与所得者等の数※２－１）以下	２割

※１ 軽減の基準となる「１０万円×（給与所得者数等の－１）」は世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が２人以上いる場合に計算します。

※２ 一定の給与所得がある方または公的年金等の所得がある方

問 住民保険課 IP ６８－９０６３（直通）

医療費助成制度のお知らせ

【令和6年8月から】子どもの現物給付方式を18歳までに拡大します

これまで医療費助成制度（子ども・心身障害者・ひとり親家庭等）の現物給付方式は未就学児のみが対象でしたが、令和6年8月診療分から18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）までに拡大します。

現物給付方式

県内の医療機関等での窓口負担が、町が定める一部負担金のみとなる給付方式です。
※町では18歳までの子どもの一部負担金は0円のため、医療機関等での窓口負担がなくなります。（保険診療分のみ）

【乳幼児医療費受給資格証（水色）／子ども医療費受給資格証（黄色）をお持ちの方へ】 受給資格証の差替えを行います

現物給付方式拡大にともない、令和6年8月1日から受給資格証が変わります。7月下旬に新しい「子ども医療費受給資格証（水色）」を郵送します。現在お使いの受給資格証は回収しますので、同封の案内に沿ってご対応いただきますようお願いします。

医療費受給資格証の更新を郵送で行います

町では、子ども・心身障害者・ひとり親家庭等・重度心身障害老人等・精神障害者の方に対する医療費の助成を行っています。現在、助成を受けている方は、令和6年7月31日で医療費受給資格証の有効期限が切れます。（※子ども医療費助成受給資格の方を除く）

令和6年8月1日より引き続き助成対象になると思われる方には、申請（更新）書類を送付しますので、同封の返信用封筒にて下記書類の郵送をお願いします。

※子ども医療費助成受給資格の方は、今年度より更新申請の手続きが不要のため送付しません。

※重度心身障害老人等医療費助成受給資格の方は、受給資格証の交付はありませんが申請は必要です。

申請書等を提出されないと、医療費の助成ができませんのでご注意ください。

更新手続きに必要な書類

①申請書（必要事項を記入・捺印したもの）

②健康保険証・振込先の通帳の写し（前回申請時から変更がある場合）

※扶養義務者等が他市町村に在住の方および令和6年1月2日以降に転入された方は、令和6年度課税（非課税）証明書（令和5年中所得）もしくはマイナンバー利用同意書が必要です。

問 住民保険課 IP 68-9063（直通）

医療機関等を受診の際はマイナ保険証をご利用ください

マイナンバーカードに保険証の利用登録をされている方は、マイナンバーカードをマイナ保険証として利用できます。

高齢受給者証や国民健康保険限度額適用認定証などがなくてもマイナ保険証を利用することで自己負担限度額を超える支払いが不要になります。



問 住民保険課 IP 68-9063（直通）

知っていますか？国民年金保険料の免除・納付猶予制度

令和6年度分（令和6年7月～令和7年6月）の国民年金保険料の免除にかかる申請受付が令和6年7月1日からはじまります。経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料が免除または猶予される制度です。

***本人・配偶者・世帯主の所得制限があります。**

▶申請先

お住いの市区町村役場または年金事務所

マイナンバーカードをお持ちの方は Web 申請も可能です



詳細は、日本年金機構の電子申請（マイナポータル）のページをご覧ください →

▶申請に必要なもの

①国民年金保険料免除・納付猶予申請書（役場や年金事務所で入手できます）

Web 申請の場合は不要

②基礎年金番号またはマイナンバーがわかるもの

③離職、退職された方は雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し
（共済組合加入者であった人は、退職辞令書の写し）

▶注意事項

①免除の申請は、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）までさかのぼってできます。

ただし、申請書は申請する年度（7月～翌年6月）分ごとに必要です。

継続免除申請を利用して承認を受けている方は、申請不要

②保険料の免除を受けず保険料が未納のままで、障がいや死亡などの不慮の事態が発生すると障害基礎年金や遺族年金が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

③免除・納付猶予された保険料は、後から納めること（追納）ができます。免除期間がある場合、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。追納することで年金の受給額を増やすことができます。

詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

問 住民保険課

IP 68-9063（直通）

大和高田年金事務所 ☎ 0745-22-3531

介護保険についてのお知らせ

「介護保険負担割合証」の更新について

《負担割合証について》

介護保険負担割合証とは、介護サービス利用者がサービスを利用した際の利用者負担を所得に応じて1割、2割、または3割のいずれかをお知らせするものです。

要支援・要介護認定を受けている全ての方並びに、事業対象者の方には、利用者負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を発行していますが、有効期限が令和6年7月31日までとなっています。

つきましては、令和6年8月1日からの「介護保険負担割合証」を7月中旬に郵送しますので、ご確認ください。

なお、有効期限の過ぎた「介護保険負担割合証」につきましては、処分していただきますようお願いいたします。

介護保険負担限度額認定証の更新手続きについて

《負担額の軽減制度について》

介護保険の施設入所やショートステイを利用した際の食費・居住費について低所得者の負担が過重とならないよう、課税状況、資産、年金収入の状況に応じて自己負担が軽減される制度です。

現在「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方については、有効期限が令和6年7月31日となっておりますので、引き続きサービスをご利用の場合は、新たに申請が必要となります。

お忘れのないよう早めの手続きをお願いします。

※施設入所やショートステイの利用を継続されない方に関しては、更新は不要となります。

問 健康福祉課 介護保険係 IP 68-9065 (直通)

たんぽぽカフェのお知らせ

7月のたんぽぽカフェは「夏祭り」です。

日 時	場 所	申し込み	お問い合わせ
7月12日(金) 10:00~12:00	下市町交流センター ごんたくんの家	事前申し込み必要	☎54-2107 担当：橋本

いろどりカフェ(認知症カフェ)のお知らせ

～ホッとするととき～をテーマに8月より“いろどりカフェ”を実施します。

今回は、柔道整復師による健康体操などを行います。

対 町内に住所を有する認知症の人とその家族、地域住民

日 時	場 所	申し込み	お問い合わせ
8月22日(木) 10:00~12:00	北野しもいち彩の里 (1階彩ホール)	事前申し込み必要	☎52-0240 北野しもいち彩の里 担当：尾来(おぐる)

高齢者・障害者外出支援事業 外出支援タクシー券の交付について

下市町では高齢者・障害者の方を対象に、タクシー利用券を交付することで公共機関や病院等への外出を促し、日常生活の利便の向上を図るため下記のとおり事業を実施しています。

高齢者外出支援事業

- 対象者**
- ① 75歳以上の方
 - ② 65歳以上74歳以下の住民税所得割非課税世帯の方で65歳以上の高齢者のみで構成する世帯の方
- ※ただし、下市町障害者外出支援事業に該当する方は除きます。



75歳以上の方で現在タクシー券をお持ちの方は、申請の必要はありません。7月下旬頃にタクシー券とバスチケットを送付します。65歳以上～75歳未満で、現在タクシー券をお持ちの方には、別途ご案内します。

また、今まで1度も申請されていない方でタクシー券の交付を希望される方は、下記までお問い合わせください。

障害者外出支援事業

- 対象者**
- ・身体障害者手帳1・2級を持っている方
 - ・療育手帳A（A1・A2）を持っている方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方



現在タクシー券をお持ちの方は、申請の必要はありません。7月下旬頃にタクシー券とバスチケットを送付します。

また、今まで1度も申請されていない方でタクシー券の交付を希望される方は、下記までお問い合わせください。

利用範囲 原則下市町内（ただし下市口駅は可）

交付内容 タクシー乗車料金の利用券（30枚）

奈良交通の路線バス区間で利用できるバスチケット（200円券×20枚）

問 健康福祉課 IP 68-9069（直通）

自衛官候補生（中途採用も含む）募集

1. 応募資格

- 18歳以上33歳未満
- ※採用予定月の末日現在

2. 受付締切

7月16日（火）

3. 試験

- 筆記試験、適性検査
- 7月16日～20日のいずれか1日（WEB試験）
- 口述試験、身体検査
- 7月20日（土）

問 自衛隊奈良地方協力本部五條地域事務所 ☎ 0747-22-3789

奈良県ひきこもり相談窓口のご案内

日 毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
9：00～17：00

※一回の相談時間は最長 50 分です

内 専門相談員による相談

- ・電話相談
- ・来所相談、出張相談
- ・オンライン相談（必要に応じて行います）

所 奈良市登大路町30 奈良県庁1階 相談室

¥ 無料

その他 関係行政機関、民間支援機関が協力・連携して支援します

相談の予約は

0742-27-8130

※完全予約制です



奈良県
ひきこもり
相談窓口
ホームページ



Facebook
イベントなど
情報発信



ひきこもりとは

「さまざまな要因によって社会的な活動の場面が狭まり、就労や就学など自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」とされています。「元気」や「自信」が失われている状態であり、「甘え」や「怠け」では決してありません。

ひきこもっている子どもが20歳を超えているんだけど、相談できるの？

大丈夫です。学校を卒業・何らかの事情で中退してずっと家にいる10代から、数年～何十年もの間ひきこもっている大人の方まで、相談をお受けいたします。

ひきこもっているけど、そのうち出てくると思うし、相談する必要はないのでは？

一旦ひきこもると、友人や親族といった人間関係が途絶えてしまい、社会復帰のきっかけを失いがちになります。また、ひきこもり期間が短いほど社会復帰のための期間も短いと言われています。

相談してって言われても、何を話したらいいかわからない・・・

ひきこもりになられた経緯、普段のご家族でのかかわり、思っていることなど、話せる範囲でかまいませんのでお聞かせください。

さまざまなところで相談してきたけど、一向に良くならなかった。ここに相談しても同じでしょ？

ひきこもり状況を何度も他人に話し、かつ、状況が改善しないとなると、話すだけムダではという気持ちになるのも無理はありません。しかし、あきらめてしまうと解決の糸口すらつかめなくなってしまうです。

問 健康福祉課 IP 68-9064（直通）

ハロートレーニング－急がば学べー

ポリテクセンター奈良では、再就職をお考えの方を対象に公共職業訓練を実施しており、次のとおり近日開講科の受講生を募集しています。

〔訓練科名〕

- ①CADものづくりサポート科
- ②住宅リフォーム技術科
- ③CAD/NC技術科
- ④電気設備技術科
- （③④はビジネススキル講習・企業実習付）

対 訓練を受講して、再就職を希望する方
③④は概ね55歳未満の方

定 ①②は各6名程度、③④は各10名程度
〔訓練期間〕 9月4日（水）～令和7年2月28日（金）
（③④は3月31日（月）まで）

〔訓練場所〕 ポリテクセンター奈良
（奈良県橿原市城殿町433）無料駐車場あり

¥ 受講料無料
※但し、教科書代などは自己負担です。

〔募集期間〕 7月1日（月）～29日（月）

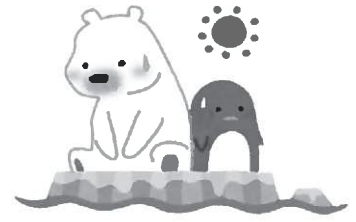
問 ポリテクセンター奈良 ☎ 0744-22-5226

熱中症にご注意ください

【予防ポイント】

- ・ 暑さを避けましょう
- ・ 外出時は涼しい服装で、日傘をさしたり、帽子をかぶりましょう
- ・ いつも以上に、こまめな水分補給をしましょう
- ・ エアコンなどで空調管理をしましょう
- ・ 日ごろから体調管理をしましょう
- ・ 熱中症警戒アラート発表時はなるべく外出を控えましょう

※熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための、環境省と気象庁による情報です。

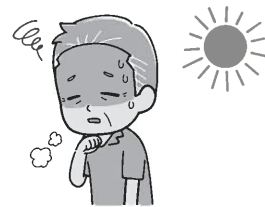


高齢者の注意点

◆のどが渇かなくても水分補給

◆部屋の温度をこまめに測る

- ・ 高齢者は温度に対する感覚が弱くなるために、室内でも熱中症になることがあります。
- ・ 室温に温度計を置き、こまめに水分を補給することを心掛けましょう。



幼児は特に注意

- ・ 幼児は体温調節機能が十分発達していないため、特に注意が必要です。
- ・ 晴れた日には、地面に近いほど気温が高くなるため、幼児は大人以上に暑い環境にいます。



※こんな時は救急車を呼びましょう

- 脱力感、倦怠感が強く動けない。
- 自力で水が飲めない。
- 意識がない、けいれんがあるなど。





下市温泉秋津荘・明水館・ごんた食堂 営業日のお知らせ

明水館営業時間 11:00～19:00

(受付は18:30まで)

ごんた食堂 (ラストオーダー 18:30まで)

【平日】

11:30～14:00 16:30～19:00

【土・日・祝日】

11:30～19:00

※毎週水・金曜日の16:30～19:00は休業します。

皆さまのご来店お待ちしております！



※写真はイメージです



ごんたの湯
下市温泉秋津荘明水館

各種宴会を承っています。

詳細は、ごんた食堂までお問い合わせください。

7月の明水館カレンダー

※○印の日が休館日です。

日	月	火	水	木	金	土
	①	2	3	4	5	6
7	⑧	⑨	10	11	12	13
14	15	①⑥	17	18	19	20
21	②②	②③	24	25	26	27
28	②⑨	30	31			

問 下市温泉秋津荘・明水館

☎ 52-2619 IP 68-9081 (直通)

吉野三町無料法律相談

〈奈良弁護士会所属弁護士による無料相談〉

日 7月16日(火) 13:00～16:00

所 吉野町役場

申・問 吉野町役場 町民税務課

☎ 0746-32-3081 (代表)

中南和法律相談センター無料法律相談

〈県内中南和各地で随時開催しています〉

申・問 奈良弁護士会内 中南和法律相談センター係

☎ 0742-22-2035

法テラス南和法律事務所

〈常駐の弁護士が相談にあたります〉

所 大淀町大字下淵68番地の4やすらぎビル4階

問 ☎ 050-3383-0025

※無料になる場合があります。

まずは電話でお問い合わせを。

消費生活相談

日 毎週木曜日 13:00～16:00

開催日等は直接お問い合わせください。

所 吉野町役場

問 吉野町役場 町民税務課

☎ 0746-32-3081 (代表)

7月31日(水)は固定資産税第2期

の納期限です

納期限を守って、納め忘れのないようにしましょう。

※口座振替をご利用の方は7月31日(水)が振替日となりますので、預金残高のご確認をお願いします。

問 税務課 IP 68-9066 (直通)

令和6年度

狩猟免許講習会・試験の実施について

次のとおり狩猟免許試験等が開催されます。

日 第1回 講習会・試験 7月6日(土)・7日(日)

第2回 講習会・試験 8月31日(土)・9月1日(日)

第3回 講習会・試験 11月23日(土)・24日(日)

※第3回は「わな」のみ

所 桜井市池之内130-1 農業研究開発センター

※講習会にかかる費用については、免許取得後、猟友会下市支部に入会し、有害鳥獣駆除活動を行う場合に補助を行います。補助申請の詳細は「下市町役場地域づくり推進課 IP 68-9070」までお問い合わせください。

申・問 一般社団法人 奈良県猟友会

☎ 0742-26-8125

奈良県就職支援サイト「ジョブなら net」

「ジョブならnet」は県内での就職を希望する求職者と県内企業とのマッチングを支援する県の就職支援サイトです。会員登録は無料です。求人検索エンジン「スタンバイ」と連携できます。

県内で働きたい求職者の方、また人材募集をしたい県内企業・事業所の皆様のご利用をお待ちしています。

問 奈良しごとiセンター

☎ 0742-23-5729



社協だより

いつも善意銀行に預託をいただき、ありがとうございます。
5月1日～5月31日の期間に、次の方から預託をいただきました。

(敬称略)

・長寿内祝いとして
出合タマエ(阿知賀) 10万円



相談日のお知らせ

相談内容	相談日	時間	場所
行政・人権・心配ごと相談 行政相談員・人権擁護委員 民生児童委員が相談を受けます。 (電話相談も可)	7月4日(木)	13:00 ～ 15:00	下市町交流センター (ごんたくんの家) ☎52-6125
	8月1日(木)		
人権・心配ごと相談 人権擁護委員・民生児童委員が 相談を受けます。 (電話相談も可)	7月18日(木)		

火遊び・花火による 火災の防止

夏は、花火のシーズンですが、
取扱い上の不注意から毎年火災が
発生しています。素敵な思い出し
するために以下のことに注意し
ましょう。

- ①子供だけで花火をしない。
- ②周りに燃えやすい物がないか
注意する。
- ③水バケツを準備して確実に火
を消す。

④風の強い日はしない。

問 奈良県広域消防組合

下市消防署

☎5212299

てんいち先生



図書館だより

7月の図書館カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

- ★○印が休館日です
- ★開館時間 木曜日～月曜日
9:00～17:00
- ★開館時間以外は、玄関脇の
返却BOXへお返しく下さい。
(DVD・ビデオテープを除く)

山や登山、森林、生きものについて、豊富な写真とイラストで解説する、親子で山を楽しめる要素が満載。読むと「山に行きたくなる!」「山が10倍楽しくなる!」本。



ひげ隊長[著]
主婦の友社

★おもしろすぎる山図鑑

おはなし会

7月27日(土)

ごで2じ～

場所: えほんコーナー

下市町のホームページから蔵書の検索・予約が可能ですので、ぜひご利用ください。

下市観光文化センター2F

(下市町立図書館)

☎5211711

IP68-9080

sic テレビガイド

令和6年7月1日～7月31日
放送時間 朝6:30～ 昼12:30～ タ18:30～ 夜21:00～

ぴかぴかの1年生(再) ～下市あきつ学園1年生を紹介～	7月1日 ～ 7日
6月のワイドしもいち(再)	8日 ～ 11日
20世紀の記録 ～平成2年1月の映像～	12日 ～ 14日
吉野三町共同番組 C A T Vネットワーク6月号 ～お隣の町のちょっと気になる出来事～	15日 ～ 18日
20世紀の記録 ～平成9年1月の映像～	19日 ～ 21日
ワイドしもいち 町内のニュース・話題	22日 ～ 25日
吉野三町共同番組 C A T Vネットワーク7月号 ～お隣の町のちょっと気になる出来事～	26日 ～ 28日
20世紀の記録 ～平成9年2月の映像～	29日 ～ 31日

*都合により、番組内容・放送時間を変更する場合があります。ご了承ください。

*ごみの分別方法は、5:30、11:30、18:00に放送しています。

*お悔やみ放送は、依頼があった日の17:30～18:20 および20:30～20:45に放送します。

こまどりケーブル に関する問合せは こちら	申込み・契約変更・料金について	ケーブルテレビの操作・不具合について
	日・祝除く 9:00～17:30	年中無休 24時間受付
	0120-667-740	0120-950-144

下市町立図書館 新着図書リスト

脳も体も一緒に元気になる幸せ体操 40	斎藤 道雄	セミくんいよいよこんやです	工藤 ノリコ
子どもと大人の福祉制度の歩き方	浜内 彩乃	いないいないぞう!	大塚 健太 他
一枚裁ちでやさしく作る手ぬいの服	高橋 恵美子	しごとのどうぐ	三浦 太郎
盗伐 林業現場からの警鐘	田中 淳夫	わがしやパンダ	香桃 もこ 他
佐渡絢爛	赤神 諒	おしりたんてい あらたなるかいとう	トロール
県警の守護神 警務部監察課訟務係	水村 舟	ふしぎ駄菓子屋銭天堂 吉凶通り1	廣嶋 玲子 他
恋か隠居か(新・酔いどれ小籐次 26)	佐伯 泰英	世界の○×図鑑 これってホント?	タダ ユキヒロ 他
ごんぎつねの夢	本岡 類	5分間のサバイバル算数パズルにちょうせん!	韓 賢東 他

のう

令和6年6月1日現在

人 口	4,491 人	(-18)
男	2,112 人	(-8)
女	2,379 人	(-10)
世帯数	2,264世帯	(-9)
() 内は前月比		
出生	0人	死亡 10人
転入	3人	転出 11人

C A T V利用促進補助金交付申請について

今年度の交付申請を6月3日(月)から受付開始しています。

昨年度(令和6年7月利用分まで)申請された方についても、新たに申請が必要です。

補助対象など詳細につきましては、広報6月号7～9ページをご覧ください。

申請期限 7月31日(水)

7月2日以降に該当した場合、その時点で申請可能となります。ただし、申請日を選及して補助金を交付することはできません。

申・問 総務課 IP 68-9060 (直通)